



女性のみなさまへ

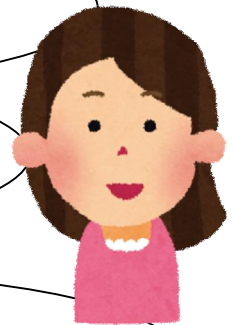
## 下関市女性人材登録制度のご案内



下関市の福祉や環境、まちづくりなどにあなたの意見を反映してみませんか？  
女性人材登録制度へのご協力をお願いします。

Q：下関市女性人材登録制度って  
何ですか？

A：登録された方に、市役所の各審議会委員就任の  
お願いや、募集のご案内をするものです。



Q：どんな人が登録できますか？

A:下関市に在住、在勤、在学または市内の団体等に  
所属している満18歳以上（高校生を除く）の  
女性です。



Q：どうして女性だけなんですか？

A：各審議会委員は男性が多いのが現状です。  
多くの女性に入っていただき、様々な意見  
をお伺いしたいのです。



**みなさまのご登録を  
お待ちしております！**

◆登録先・お問い合わせ先◆

下関市役所 人権・男女共同参画課

〒750-8521 下関市南部町1-1

TEL:083-231-7513 FAX:083-231-1437

E-mail: smjinken@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

# 下関市女性人材登録制度概要

## 【登録手続き】

下関市女性人材登録票を人権・男女共同参画課に提出してください。募集は随時行っています。登録票は、人権・男女共同参画課にあります。市のホームページからもダウンロードできます。

ご興味のある分野での登録をお願いします。



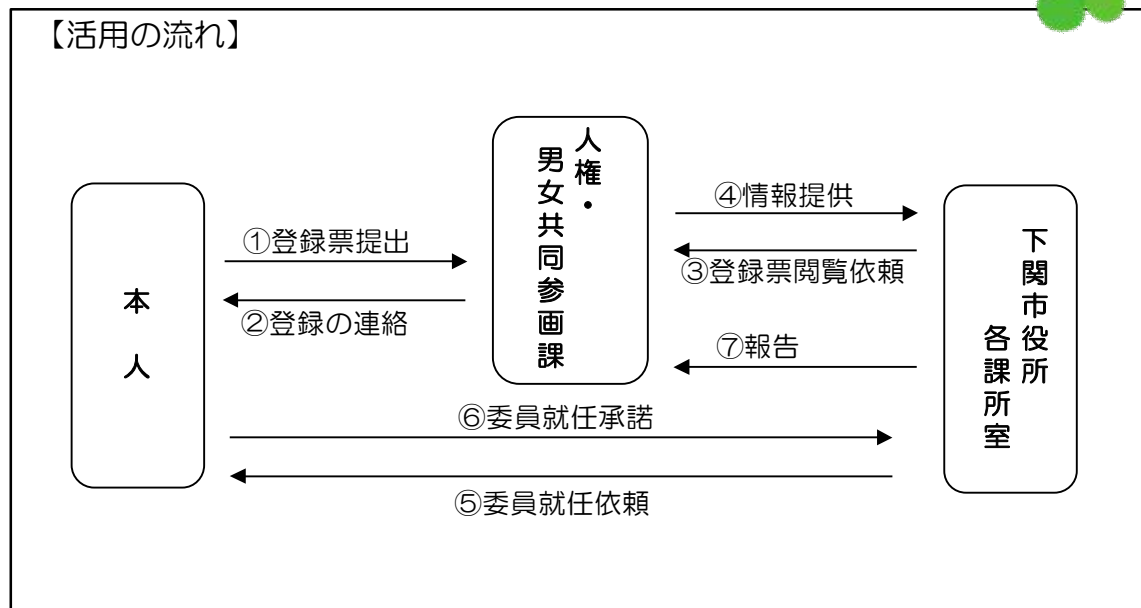
### 《登録分野》

市民、教育・文化、産業・観光、福祉、保健・衛生、都市整備、環境、法律・政治、情報・通信

## 【登録票の活用】

下関市において、次の場合に使用します。

- (1) 下関市における各種審議会等の委員選考の場合
- (2) 下関市における諸事業推進のため、女性人材を必要とする場合



## 【登録期間】

原則として、本人より抹消の申し出があるまで。（定期的に内容確認を行いますが、変更事項があった場合は、「変更届」を提出してください。）

## 【その他】

- 登録情報は、市役所内部に限り公開します。
- 登録した個人情報、下関市個人情報保護条例の規定に基づき管理し、プライバシー保護に十分配慮いたします。
- 登録された方が、必ず委員に選定されるものではありません。

